

## 第1 (目的)

平成25年9月いじめ防止対策推進法が施行され、第13条に「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」と記されている。これを受けて、いじめ防止への取組及び重大事態への対処、生徒指導体制作り、校内研修等に向けて、学校いじめ防止基本方針を策定する。

## 第2 (学校及び教職員の責務)

学校及び学校の教職員は、在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

## 第3 (組織)

学校いじめ対策委員会を設置し、いじめ防止に取り組む。

- 1 構成員は、校長、副校長、生活指導主任、保健部主任、本校スクールカウンセラー、保護者代表、地域から1名とする。校長を委員長とし、生活指導主任を事務局とする。
- 2 任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- 3 学校いじめ対策委員会は1学期に第1回目を開催する。第1回目に外部委員の委嘱及び学校いじめ対策委員会の設置理由及び調査等によりいじめの可能性のある事案が報告された場合、その判断等のために委員会が開催されることを確認する。
- 4 校内における対応は、学校いじめ対策委員会の方針を受け、生活指導・保健部が行う。

## 第4 (いじめ防止の取組)

- 1 学校いじめ対策委員会において、いじめ防止のための指導の年間計画を作成する。
- 2 LHRにおいて、いじめ防止指導を1,2学期に実施する。また、必要に応じて、授業をはじめ行事等における生徒の活動時に、いじめ防止に係る指導を実施する。
- 3 生徒会の主体的な取組（言葉の暴力撲滅キャンペーン等）を推進する。
- 4 状況に応じた個別指導を実施する。

## 第5 (早期発見・早期対応の在り方)

- 1 各学期にいじめに関するアンケートの実施・集計・分析を行う。アンケート結果を生活指導・保健部が分析し、いじめの可能性がある場合は、学校いじめ対策委員会で検討・判断する。
- 2 連続3日以上欠席生徒の状況について、担任が生徒や保護者、教職員から情報を得て、不登校の原因や背景を把握し、必要に応じて生活指導・保健部に報告する。
- 3 教職員は日常的に生徒観察を行い、いじめの早期発見に努める。いじめの兆候や情報を掴んだときは、関係生徒対象の事情聴取等を行い、状況の把握に努める。それらの結果は、生活指導・保健部に報告する。生活指導・保健部は、いじめの可能性のある状況について、学校いじめ対策委員会に報告する。

## 第6 (教育相談体制)

- 1 いじめをはじめ生徒の様々な問題について、生活指導・保健部が相談窓口となる。
- 2 スクールカウンセラーによる相談も活用する。

- 3 いじめの可能性のある相談については、聴取等を含め慎重に対応する。また、その内容は生活指導・保健部に報告する。生活指導・保健部は、いじめの可能性のある状況について、学校いじめ対策委員会に報告する。

#### 第7 (生徒指導体制)

- 1 いじめ防止の取組は、生活指導・保健部が中心となり、各学年と連携して指導に当たる。
- 2 いじめ防止の指導資料や指導方法については、学校いじめ対策委員会で方針等を決定し、生活指導・保健部が資料を作成する。指導はLHR時に各学年で行う。
- 3 いじめ防止の指導は年間2回(7月、12月)実施する。
- 4 年度当初、いじめ等の相談窓口が生活指導・保健部であること、スクールカウンセラーもその対応をすることを生徒および保護者に周知する。

#### 第8 (校内研修)

- 1 年間2回(7月、12月)いじめ防止に関する教員対象の校内研修を実施する。
- 2 いじめ早期発見のチェックリストを活用した校内研修を実施する。
- 3 生活指導・保健部及び研修委員会が連携して年間の研修計画を作成し、校内研修の運営を行う。

#### 第9 (関係生徒のサポート)

- 1 いじめが発生した場合、学校サポートチームを招集し、外部機関との連携をはじめ、その対応を行う。また、校内における関連業務は生活指導・保健部が行う。
- 2 学校サポートチームの構成員は、校長、副校長、生活指導主任、福生警察署スクールサポーター1名、立川児童相談所福祉司1名、地域民生委員1名とする。
- 3 学校サポートチームは1,2学期に会合を開き、外部委員の委嘱及び外部機関との連携を図ること、学校いじめ対策委員会において、いじめと判断された事案が発生した場合、速やかに招集され対応することについて確認する。
- 4 外部委員の効果的な活用
  - ① (スクールサポーター)  
学校が加害少年に指導する際の助言、いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催、加害少年への注意・説諭
  - ② (児童相談所所員)  
育成相談・・・性格行動相談、不登校相談、適性相談、育児・しつけ相談  
非行相談・・・ぐ犯等相談、触法行為等相談
  - ③ (民生委員)  
加害少年及び被害少年の状況に応じた個別対応等

#### 第10 (重大事態への対処)

- 1 重大事態の判断
  - ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを重大事態と判断する。具体的には以下の事態が発生した場合をいう。
    - 児童生徒が自殺を企図した場合
    - 身体に重大な傷害を負った場合
    - 金品等に重大な被害を被った場合
    - 精神性の疾患を発症した場合
  - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされてい

る疑いがあると認めるとき。

ここでいう「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ④ ①、②の状況が発生しているかの判断は、担任及び生活指導・保健部が欠席等の理由を詳細に調査し、生活指導・保健部が学校いじめ対策委員会にその判断を仰ぐ必要があると判断したとき、速やかに学校いじめ対策委員会においてその判断を行う。

## 2 重大事態の調査

重大事態に対処し、及び重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに学校いじめ対策委員を召集し、質問票の使用その他の適切な方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- ① この規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ② 調査及び情報の提供について、必要に応じて都教育委員会の支援を受ける。

## 第11 (その他)

- 1 学校運営連絡協議会で実施する学校評価において、いじめ防止の取組に関するアンケートを実施し、いじめ防止の取組の改善に活かす。
- 2 学校いじめ防止基本方針はHPを通じて周知し、保護者及び地域等の連携を深め、その取組を推進する。